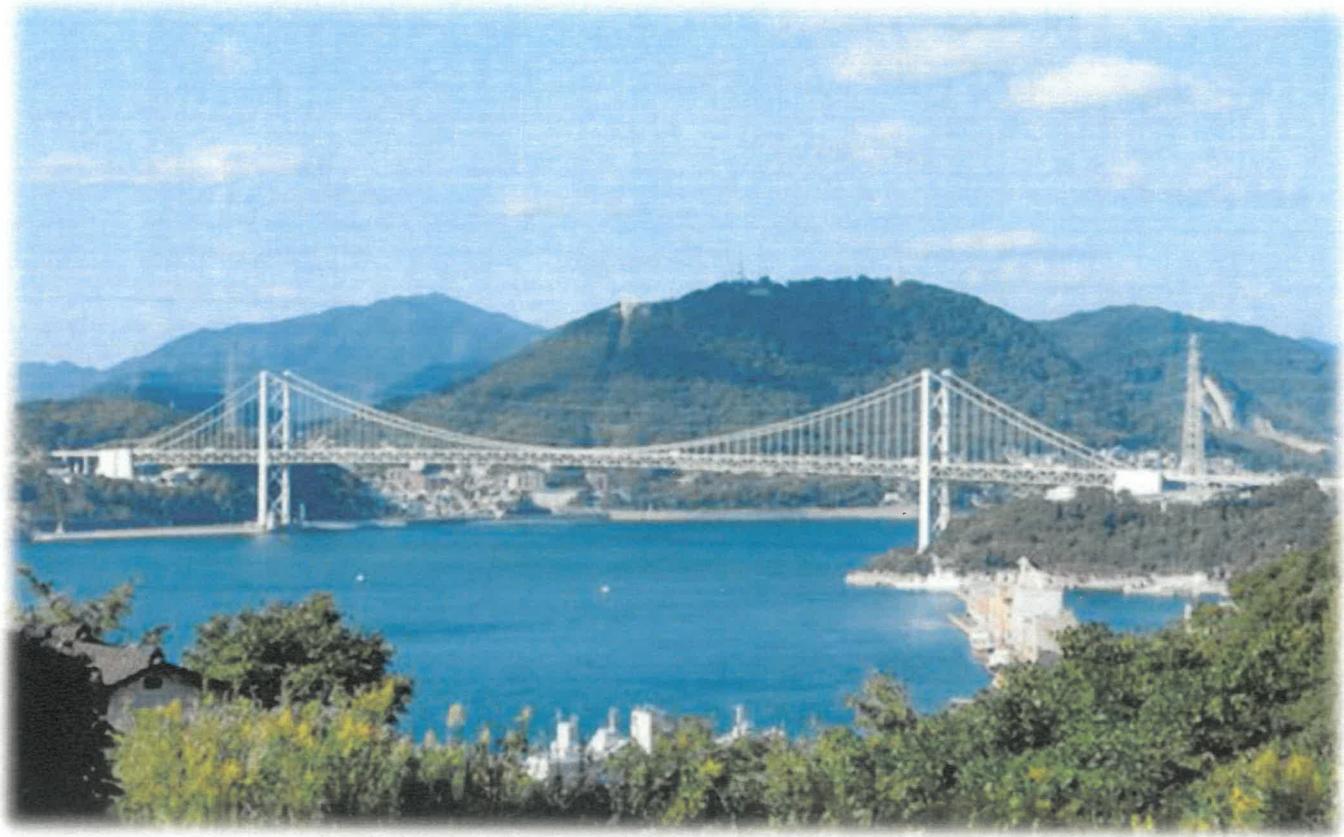


小西 安心お助け隊委員会 小地域福祉活動第一次計画

2021年度～2025年度（令和3年度～令和7年度）



小森江西校区社会福祉協議会
(まちづくり自治連合会社会福祉部会)

ごあいさつ

小森江西校区では、住民みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくりを目指して、地域住民や公私の社会福祉関係者が協力して地域福祉活動を進めてきました。特に、北九州市で平成5年に開始されたふれあいネットワーク活動にも平成6年より取り組み、「自分たちの地域の福祉課題は、自分たちが解決していく」という目的の下、見守り・助け合い・話し合いの活動を中心に小地域福祉活動を進めてきました。

現在は、全国的に本格的な少子高齢化時代となり、世帯構造についても大きな変換期を迎えています。北九州市においても少子高齢化や、障害を持つ人の増加、孤立死やホームレスの問題など地域の生活課題は一層の多様化を見せており、地域福祉の重要性の高まりが必要とされています。その中で行政と民間団体との役割分担と協働の指針である「北九州市の地域福祉2021～2025」（北九州市地域福祉計画）が行政により策定され、また行政計画と協働しながら北九州市社会福祉協議会が中心となって地域社会の福祉課題を解決するため「住民ふくしの元気プラン2021～2025」（北九州市地域福祉活動第六次計画）が策定されたところです。

小森江西校区においても新しい課題が生まれてきており、今後地域福祉活動を進めていくためには、地域福祉を担う各種団体がもう一度地域の福祉課題を共有し、課題解決に向けて話し合い、協働を生み出していく協議の場が求められています。そこで、北九州市の地域福祉計画及び地域福祉活動計画と整合性を持ちながら、住民主導により地域福祉活動を進めるため、新しい小地域福祉活動計画を策定しました。

この計画の策定にあたりご尽力いただきました本計画策定委員会委員並びにご意見をお寄せいただきました関係者の皆様に、感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。

小森江西校区社会福祉協議会
(まちづくり自治連合会社会福祉部会)
会長 森川 征彰

もくじ

ごあいさつ …1p

第1章 小森江西校区の現状と課題…2p

- 1 地域社会の動向
- 2 小森江西校区の人口動向
- 3 地域の福祉課題
(及び小地域福祉活動の課題)

第2章 計画策定にあたって …4p

- 1 計画の性格
- 2 計画の期間
- 3 計画の策定経過

第3章 計画体系 …5p

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 実施項目（体系図）
- 4 重点実施項目

第4章 計画の推進 …8p

- 1 地域への計画の承認と周知
- 2 計画を推進するための体制
- 3 第二次計画の策定

参考資料

小西 安心お助け隊委員会委員名簿 …9p

小西 安心お助け隊

運営委員会委員名簿 …10p

小西 安心お助け隊委員会での

協議事項 …11p

生活支援サービス運営要領 …12p

生活支援サービス別表 …14p

第1章 小森江西校区の現状と課題

1 地域社会の動向

小森江西校区の概要（令和3年9月住民基本台帳）				
人 口	2, 696 人	小 学 校	小森江西小学校	
世 蕃 数	1, 487 世蕃	中 学 校	門司中学校	
高 齢 化 率	42. 6%	活 動 抛 点	小森江西市民センター	
福 祉 協 力 員 数	29 人	民生委員・児童委員数		7 人
老齢人口 65 歳以上	1, 149 人	地域包括支援センター		門司 3
その他社会資源等	居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護、 介護老人保健施設、放課後児童クラブ、公園愛護会、 林芙美子生誕地記念文学碑、病院、公園、キャンプ場			

小森江西校区は、正面に関門海峡、背後にはキャンプや登山客で賑わう風師山・矢筈山を配し、ウォーキングや家族の憩いの場として活用される自然に恵まれた地域です。また、昭和を代表する女流作家である林芙美子生誕地記念文学碑や川端京子記念碑が高台に建立されており、歴史文化のまちです。



林芙美子生誕地記念文学碑

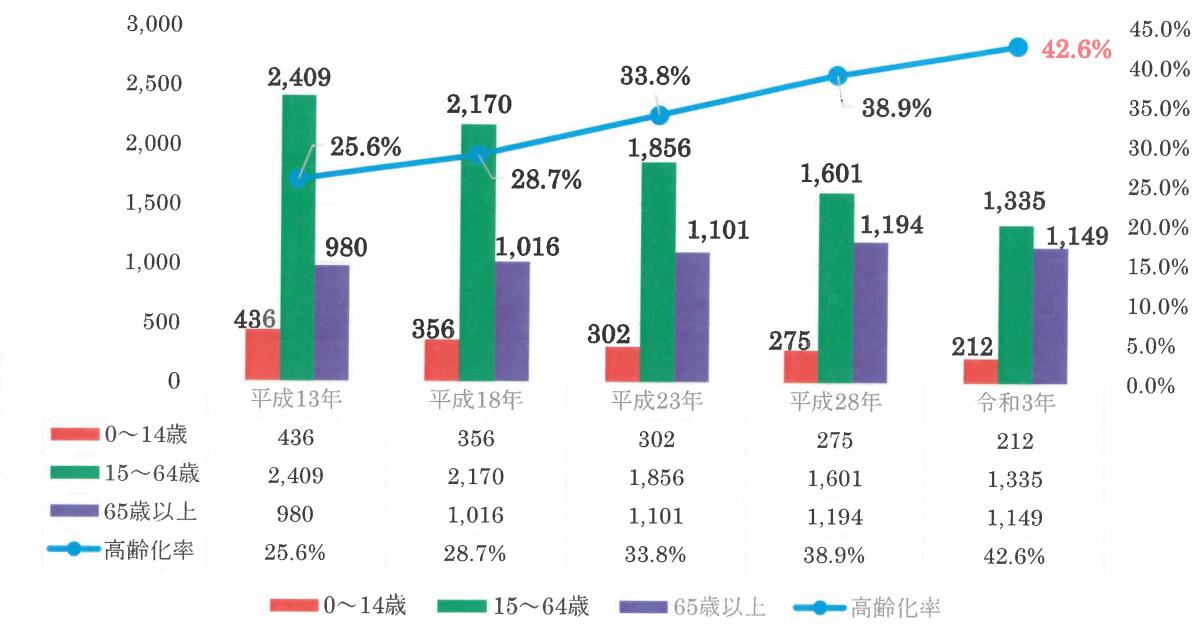


矢筈山キャンプ場



2 小森江西校区の人口動向

【表1】年齢別人口推移と高齢化率（平成13年から令和3年の20年間）



- ① 表1では、この20年間で高齢者数は169人の増加となり、0歳～14歳の人口と15歳～64歳の人口は、マイナス1,298人と大幅に減少しています。このことから、高齢化率が上昇している要因と考えられます。

【表2】世帯当たりの人口の比較

平成13年9月			令和3年9月		
世帯数	人口	1世帯当たりの人口	世帯数	人口	1世帯当たりの人口
1,735	3,825	2.2人	1,487	2,696	1.8人

- ② 表2では、1世帯の人口が2.2人から1.8人に減少しており、一人暮らしの世帯が増加している事がわかります。

3 地域の福祉課題（及び小地域福祉活動の課題）

小森江西校区では平成6年よりふれあいネットワーク活動を展開しています。校区内の高齢化率は42.6%と高く一人暮らしの高齢者が増加しています。そのため、制度では対応できないちょっとした生活上の困りごとを支援するしくみが求められています。

第2章 計画策定にあたって

1 計画の性格

(1) 住民発信の行動計画

この計画は、小森江西校区の様々な福祉課題を解決するために、住民や民間団体が将来の見通しを持って計画的に活動しようとするための民間の行動計画です。

(2) 小地域の生活を支える計画

この計画は、小森江西校区に住む人たちの「生活」を支えることを活動の原点とする計画です。

(3) 北九州市及び北九州市社会福祉協議会・門司区社会福祉協議会と協働する計画

この計画は、北九州市及び北九州市社会福祉協議会・門司区社会福祉協議会の計画と連携しながら地域福祉活動を進めていく計画です。

(4) 小森江西校区社会福祉協議会の活動指針となる計画

この計画は、社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な団体としての方針や発展強化の道筋を明らかにする性格を有します。

2 計画の期間

令和3年度～令和7年度までの5カ年とします。計画の期間中、地域を取り巻く状況に大きな変化があれば、見直しを行います。

3 計画の策定経過

小森江西校区では、地域福祉活動に取り組んでいる関係機関・団体等からの意見を踏まえ、民間の地域福祉に関する計画を策定するため、小森江西校区小地域福祉活動計画策定委員会を設置しました。令和3年2月25日に立ち上げた同委員会において、12名の委員により5回に及ぶ協議の上、小森江西校区小地域福祉活動計画を策定しました。（参考資料を参照）



第3章 計画体系

1 基本理念「小森江西校区の住民が、自ら互いに助け合い、 安全で明るく楽しく安心して生活できる、まちづくりを進めよう」

小森江西校区では、子どもから高齢者まで、障害のあるなしに関わらず、誰もが住み慣れたところで安心して生活できるまちにしたいと願っています。そこで「住民主体」と「地域共生社会の実現」という2つの考え方を基礎として「小森江西校区の住民が、自ら互いに助け合い、安全で明るく楽しく安心して生活できる、まちづくりを進めよう」という言葉を計画の基本理念として、推進していきます。

2 基本目標

(1) 福祉の風土を広げ、地域の困りごとに気付く力を高めよう～見守りのしくみの充実～

複雑・多様化する困りごとに気付き、受け止める見守り活動や場づくり（サロン活動など）の推進を図るとともに、地域住民の新たな参加の機会を生み出すための福祉教育や広報啓発を行います。

(2) 住民、関係機関・団体のネットワークで、困りごとを話し合おう～話し合いのしくみの充実～

地域の困りごとを共有し話し合うしくみの充実に取り組むとともに、多様な困りごとにに対応できるよう、様々な関係機関・団体の参画促進を図ります。

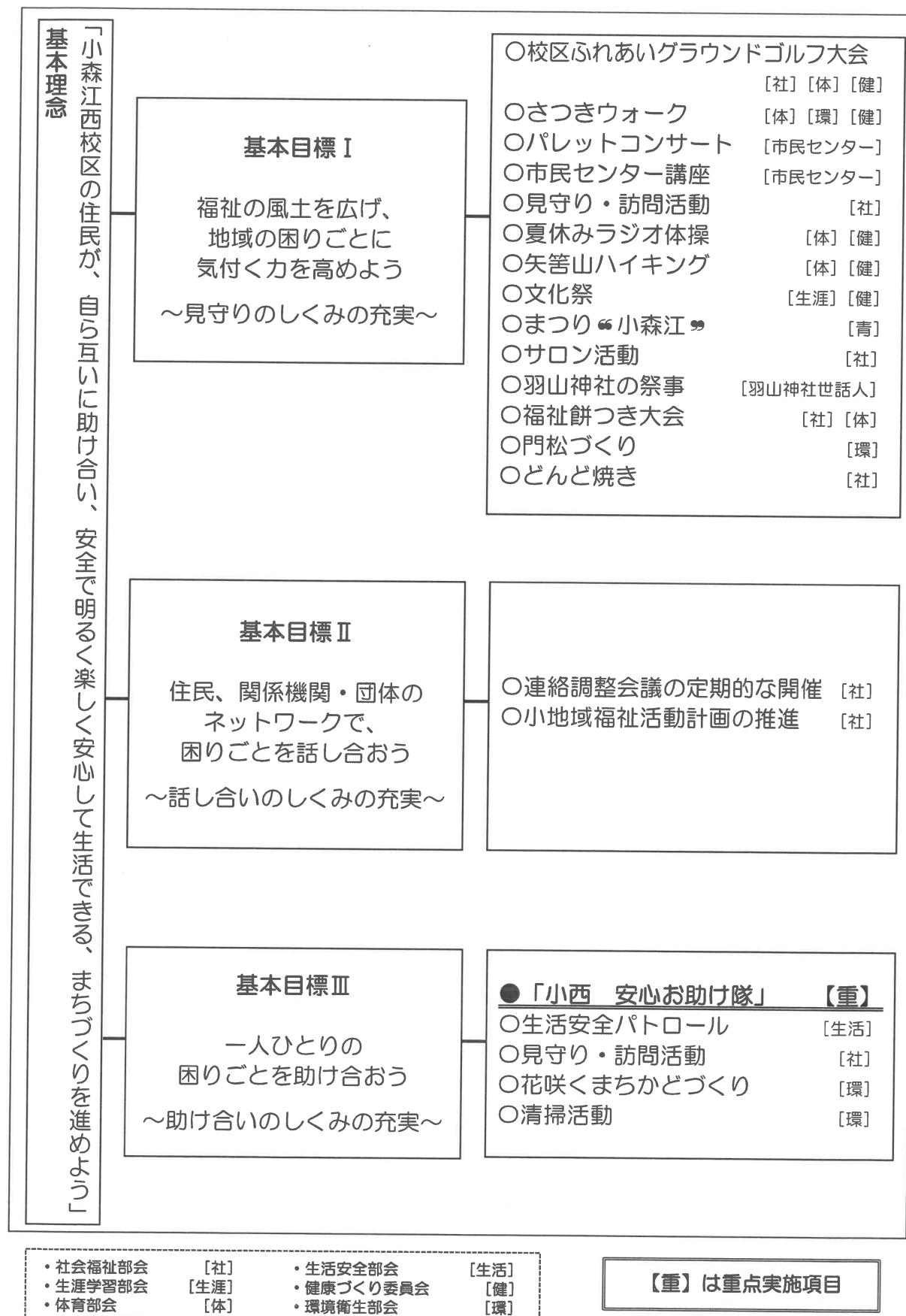
また、話し合いによって共有した困りごとを地域の課題として捉え、より多くの住民や関係機関・団体が協働して解決できるよう、小地域福祉活動計画を推進します。

(3) 一人ひとりの困りごとを助け合おう～助け合いのしくみの充実～

一人ひとりの住民や関係機関・団体が持つそれぞれの強味を生かし、住民主体の助け合いのしくみ（ゴミ出しや電球交換などを行う「小西 安心お助け隊」）の充実を図ります。



3 実施項目（体系図）



4 重点実施項目

重点実施項目	小西 安心お助け隊						
1 課題背景及び現状							
小森江西校区は高齢化率が42.6%と高く、1世帯当たりの人口は1.8人で、一人暮らしの世帯が増加しています。制度では対応できない生活上のちょっとした困りごとを感じている世帯が増えてきています。							
2 活動の方針・目標							
生活上の困りごとがある世帯に対し、誰もが住み慣れた地域で安心して、その人らしく暮らしつづけることができる地域づくりを目的として、「小西 安心お助け隊」を結成し、住民の助け合いによる生活支援を行います。							
3 段階的な取り組みの年次計画							
取り組み内容	連携する機関	R3	R4	R5	R6	R7	備考
住民アンケートの実施	・社協 ・民生委員 ・まちづくり自治連合会 ・市民センター	➡					
組織作り・運営方針		➡					
モデル実施に向けた活動のルール・要綱整理		➡					
モデル活動の実施		➡					
活動の要綱・ルールの点検・決定	・社協 ・民生委員 ・まちづくり自治連合会 ・老人クラブ ・市民センター ・行政		➡				
住民への周知				➡			
活動の実施					➡		
活動の点検・評価見直しと報告						➡	



第4章 計画の推進

1 地域への計画の承認と周知

- ① 校区自治連合会総会等を通じた社会福祉協議会活動者への計画の承認と周知
- ② 計画の実施項目を進めていく上での関係機関・団体への周知・協力依頼
- ③ 計画書概要版の配布等を通じた校(地)区住民への周知
等、計画を推進していくために、計画の広報活動を行います。

2 計画を推進するための体制

(1) 小地域福祉活動計画推進委員会の設置

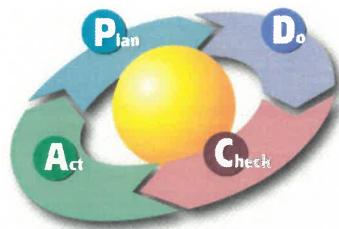
計画を推進していくために、小森江西校区小地域福祉活動計画「小西 安心お助け隊運営委員会」を設置し、計画の進行管理を行います。

- ① 関係機関・団体との連携
- ② 計画内容の具体的な実施方法
- ③ 進行管理の実施

等について、委員会では協議を進めています。

(2) 計画の進行管理

小森江西校区「小西 安心お助け隊運営委員会」を年4回程度開催します（当年度の事業推進の確認、年度内における中間確認、次年度の事業確認、また必要に応じて開催）。委員会では、PLAN（計画立案）DO（実行）CHECK（点検・評価）ACT（改善）というPDCAのサイクルを回しながら、計画内の各実施項目の進捗状況を把握し、うまく進行していない場合には、その原因を明らかにし、問題への対策を立て、その対応策を実施します。



(3) 計画の評価

計画期間の中間時点では計画全体の中間評価し、最終年度には総括評価を行います。

3 第二次計画の策定

第一次計画の推進状況を踏まえて、第二次計画の策定時期（計画第4～5カ年）には新しく第二次計画策定委員会を設置し、計画策定に向けて協議を進めています。



【参考資料】

小森江西校区 小西 安心お助け隊委員会委員名簿

氏 名	所属団体	役 職	備 考
1 森川 征彰	まちづくり自治連合会 小森江西校区社会福祉協議会 老友ハハ会	会長 会長 会長	
2 吉田 浩二	まちづくり自治連合会	副会長	
3 古野 隆範	まちづくり自治連合会 社会福祉部会	部長	副委員長
4 山田 信行	まちづくり自治連合会 青少年育成部会	部長	
5 安藤 博之	地区民生委員・児童委員	地区会長	委員長
6 大津久 忠	地区民生委員・児童委員 まちづくり自治連合会	会計	
7 今林 優子	まちづくり自治連合会 社会福祉部会	福祉協力員	
8 入倉 晶香	まちづくり自治連合会 社会福祉部会	福祉協力員	
9 安井 直子	小森江西市民センター	館長	
10 田頭 親志	まちづくり自治連合会 老友ハハ会	会長	令和3年2月まで参加
11 財田 勝治	北九州市スポーツ推進委員	門司区スポーツ 推進委員	
12 田村 稔	まちづくり自治連合会	事務長	

オブザーバー

1 北九州市社会福祉協議会 門司区事務所
2 門司区役所保健福祉課



小森江西校区 小西 安心お助け隊運営委員会委員名簿

	氏 名	所属団体	役 職	備 考
1	吉田 浩二	まちづくり自治連合会 社会福祉部会 小森江西校区社会福祉協議会	会長 部長 会長	委員長
2	小川 幸一	まちづくり自治連合会	副会長	
3	森下 博司	まちづくり自治連合会	副会長	
4	山田 信行	まちづくり自治連合会 青少年育成部会	部長	
5	中村 照子	地区民生委員・児童委員	地区会長	副委員長
6	大津久 忠	地区民生委員・児童委員 まちづくり自治連合会	会計	
7	高原 武志	まちづくり自治連合会 環境衛生部会	部長	
8	今林 優子	まちづくり自治連合会 社会福祉部会	福祉協力員	
9	入倉 晶香	まちづくり自治連合会 社会福祉部会	福祉協力員	
10	安井 直子	小森江西市民センター	館長	
11	笹島 高義	まちづくり自治連合会 老友ハハ会	会長	
12	財田 勝治	北九州市スポーツ推進委員	門司区スポーツ 推進委員	
13	田村 稔	まちづくり自治連合会	事務長	事務局



小森江西校区 小西 安心お助け隊委員会での協議事項

回	開催日	主な協議事項
1	令和3年 2月25日	第1回策定委員会 ・計画策定の趣旨説明 ・校区の取り組み
2	令和3年 3月25日	第2回策定委員会 ・課題の抽出と確認と整理
3	令和3月 4年22日	第3回策定委員会 ・お助け隊結成概要について
4	令和3年 6月24日	第4回策定委員会 ・お助け隊の活動の詳細について
5	令和3年 8月19日	第5回策定委員会 ・計画書の編集



生活支援サービス運営要領

(目的)

第1条 このサービスは、日常生活上の困りごとがある世帯に対し、住民の助け合いによる生活支援により、誰もが住み慣れた地域で安心して、その人らしく暮らしつづけることができる地域づくりを目的とする。

(名称)

第2条 本サービスの名称は「小西 安心お助け隊」(以下お助け隊)とする。

(事務局)

第3条 お助け隊の事務局は、小森江西市民センター内（小森江西校区社会福祉協議会（まちづくり自治連合会社会福祉部会））に設置し、役員を置く。

(役員及び職務)

第4条 お助け隊に次の役員を置く。

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 1名
- (3) 事務担当 1名

2 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 隊長はお助け隊を総括し、隊を代表する。
- (2) 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 事務担当は、会計及び連絡調整を行う。

(運営)

第5条 お助け隊の運営に関する会議として、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、運営に関する重要事項を協議する。

(会計)

第6条 お助け隊の会計は利用料金の一部、小森江西校区社会福祉協議会（まちづくり自治連合会社会福祉部会）の助成金等をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(利用対象者)

第7条 サービスの対象者は小森江西校区居住で、次のいずれかに該当し、日常生活に支援を必要とする世帯とする。

- (1) 高齢者のみの世帯
- (2) その他、まちづくり自治連合会社会福祉部会部長が認める世帯

2 サービスの利用を希望される方が公的なサービスを受けている場合、公的なサービスを優先するものとする。

(サービス内容及び利用料)

第8条 サービス内容及び利用料等は別に定める。



(利用会員)

第9条 サービスを利用しようとする方は、利用会員とする。

(お助け隊員)

第10条 お助け隊員は、第8条に定めるサービスを提供する方とする。

(活動報告)

第11条 お助け隊員は、当月の活動報告を、翌月10日までに、受領した利用券（チケット）を添えて、隊長に報告しなければならない。

(緊急時の対応)

第12条 お助け隊員がサービス提供中、利用者の身体状況が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに隊長に連絡するとともに、医療機関への救急搬送等適切な処置を行うものとする。

(事故の責任)

第13条 サービス提供中の事故に対しては、福祉サービス総合補償の範囲内において損害を賠償するものとし、その他の責任は負わないものとする。

(個人情報の保護)

第14条 お助け隊員は、活動で知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

(お助け隊員及び利用会員の活動制限)

第15条 お助け隊員及び利用会員は活動中に次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の斡旋、販売、金銭の貸し借り、物品を受ける行為
- (2) 宗教、政治信条などの勧誘またはそれに類する行為

(補則)

第16条 この運営要領に定めるもののほか、必要な事項は、隊長が別に定める。



生活支援サービス 別表

項 目	内 容
【利用登録】	<p>1. このサービスを利用しようとする世帯は、事前に申込みを行う。</p> <p>2. 利用登録の申込みがあったときは、必要に応じ訪問調査や面接を行い、内容を審査する。</p>
【サービス 内 容】	<p>お助け隊員は以下のサービスを提供する。</p> <p>1. ゴミ出し 活動内容：家庭ゴミをゴミステーションへ運ぶ 条 件：①分別された家庭ごみ ②玄関等においてあるものを、決められたゴミステーションに運ぶ</p> <p>2. 古紙出し 活動内容：古紙を収集場所へ運ぶ 条 件：①まとめられた古紙 ②玄関等においてあるものを、決められた収集場所に運ぶ</p> <p>3. カーテンの取り外しおよび再設置 活動内容：カーテンの取り外しおよび再設置を行う 条 件：①カーテンレール等の取り外しは行わない ②カーテン設置に関わる備品等は利用者が実費を負担する</p> <p>4. 電球の取り替え 活動内容：照明等の電球交換をする 条 件：①電球は利用者が実費を負担する</p> <p>5. 家具の移動 活動内容：タンスやキャビネット等を移動する 条 件：①2名程度で運べるくらいの大きさの家具（要相談）</p> <p>6. 除草剤の散布 活動内容：除草剤を散布する 条 件：①庭先や玄関アプローチ等に散布する ②30分以内で散布できる範囲とする ③除草剤は利用者が実費を負担する</p> <p>7. 簡単な枝切 活動内容：隣家等に伸びた枝切を行う 条 件：①美観は求めない ②利用者本人の敷地内の枝切に限る</p>



	(第三者の所有物は不可)																								
	<p>8. その他 活動において必要なことは隊長が定める</p>																								
【サービス申込み及び提供日時】	<p>1. サービスの申込み時間 (1) 曜日：月曜日から金曜日（お盆・年末年始・祝日を除く） (2) 時間：10時から15時までとし、電話もしくは来所申込みとする。</p> <p>2. サービス提供時間 (1) 曜日：月曜日から金曜日（お盆・年末年始・祝日を除く） (2) 時間：9時から15時までとする。 ただし、ゴミ出しについては、北九州市がゴミを出して良いとする時間帯をサービス提供時間とする。</p>																								
【キャンセルについて】	<p>1. 利用者は、自己の都合によりキャンセルする場合は、事務局へ連絡する。</p> <p>2. 隊長は、利用会員がサービスの必要性を失った場合や本要領の趣旨に反すると認められた場合、サービスを取り消すことができる。</p>																								
【サービス利用料等】	<p>1. 利用料は、次の通り定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>作業単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴミ出し</td> <td>4回/月</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>古紙出し</td> <td>1回</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>カーテンの取外 および再設置</td> <td>1回につき 30分以内</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>電球の取替</td> <td>1個</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>家具の移動</td> <td>1回につき 30分以内</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>除草剤の散布</td> <td>1回につき 30分以内</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>簡単な枝切</td> <td>1回につき 30分以内</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 複数人数でのサービス提供は、1に定める利用料の人数分とする。</p> <p>3. 利用料は、事前に購入した利用券（チケット）で支払うものとする。</p>		作業単位	金額	ゴミ出し	4回/月	100円	古紙出し	1回	50円	カーテンの取外 および再設置	1回につき 30分以内	100円	電球の取替	1個	50円	家具の移動	1回につき 30分以内	100円	除草剤の散布	1回につき 30分以内	100円	簡単な枝切	1回につき 30分以内	100円
	作業単位	金額																							
ゴミ出し	4回/月	100円																							
古紙出し	1回	50円																							
カーテンの取外 および再設置	1回につき 30分以内	100円																							
電球の取替	1個	50円																							
家具の移動	1回につき 30分以内	100円																							
除草剤の散布	1回につき 30分以内	100円																							
簡単な枝切	1回につき 30分以内	100円																							
【お助け隊の活動報告】	1. 活動した月の翌月に活動報告を行う。																								



【活動中について】	1. 活動中は、身分を証明する名札を着用し、清潔な身だしなみに心掛ける。
【活動時の保障】	<p>1. お助け隊は、「福祉サービス総合補償」に加入する。 加入にかかる保険料は、小西 安心お助け隊の会計より支出す る。</p> <p>『保障の種類と内容』</p> <ul style="list-style-type: none">① 加入プラン：A プラン② 保険料：延べ活動従事者数×17円③ 入院補償金：日額3,100円×入院日数 (事故の発生の日から180日以内)④ 通院保障金：日額2,000円×通院日数 (事故の発生の日から180日以内の90日限度)

★社会福祉協議会のイメージキャラクター★

『チボザウルス』 (Petit vo saurus)



Petit (チボ : ちっちゃん)

Volunteer (ボランティア)

Saurus (サウルス = 恐竜)

小森江西校区社会福祉協議会

(まちづくり自治連合会社会福祉部会)

〒800-0006 北九州市門司区矢善町 5-42 小森江西市民センター内

TEL 093-371-7894 FAX 093-371-7894



北九州市社会福祉協議会門司区事務所

(門司区社会福祉協議会)

〒801-8510 北九州市門司区清瀧一丁目 1 番 1 号門司区役所内

TEL 093-331-3688 FAX 093-331-5994

